

## 第3次 豊後大野市総合教育計画 (平成28年度～平成32年度)

～ふるさとを愛し、地域とともにシアワセな未来を拓く、  
たくましく、心豊かな豊後大野の人づくり～

### <基本施策> I 協働によるまちづくりの推進

① 協働の仕組みづくりと意識を高揚する	15
<重点施策>	
1 市民の信頼と期待に応える開かれた教育行政の推進	15
<参考資料①> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号/平成27年4月1日施行)の概要	19
<参考資料②> 豊後大野市教育委員会行政組織図(平成27年4月1日現在)	20

## ① 協働の仕組みづくりと意識を高揚する

### 1 市民の信頼と期待に応える開かれた教育行政の推進

【主 管 課】	教育総務課（総務係）
【事 務 事 業】	教育委員会運営事業、教育委員会事務局事業
【関係計画等】	特になし

#### 現状と課題

- 本市教育委員会は、現在5名の委員（教育長を含む）で構成されている行政委員会で、合議体の執行機関として、教育における重要事項や基本方針を決定しています。

<教育委員会会議の開催状況>

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定 例 会	12回	12回	12回	12回	12回
臨 時 会	4回	5回	4回	5回	5回
全員協議会	一回	一回	一回	1回	1回
計	16回	17回	16回	18回	18回

（豊後大野市教育委員会調べ）

- 本市では、「豊後大野市まちづくり基本条例」を制定し、市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図っていますが、教育施策も市民の主体的な参画によるまちづくりに深く関連しており、まちづくりの課題と教育の課題を切り離して考えることはできません。したがって、「地域づくりは人づくりから」の視点で、さらなる教育委員会の活性化を図り、その機能の充実に努めるとともに、これまで以上に市長との連携を強化することが求められています。そのような中、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と市長の連携を強化するために「**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律**（☞1）が平成27年4月1日に施行されました。
- 市民の教育に対する信頼と期待に応えるためには、教育委員自身が研鑽に努めるとともに、多様な市民の教育ニーズや教育現場の実情を的確に把握した上で、教育施策を展開することが必要です。そのためには、教育委員会と教育現場、教育委員会事務局間の連携と情報の共有は無論のこと、家庭や地域との連携を深めることが必要です。
- 本市の**教育委員会事務局**（☞2）は、教育委員会の運営、事務局の統括、学校・幼稚園施設の整備・営繕、遠距離通学支援、学校給食共同調理場の管理運営を行う「教育総務課」、学校教育全般を担い、学校・幼稚園運営の管理を行う「学校教育課」、社会教育と社会体育全般を担い、生涯学習の推進、人権教育の推進、公立公民館の管理運営、市図書館の管理運営、スポーツの振興と社会体育施設の管理運営、文化財の保存・継承・活用を行う「社会教育課」で組織しています。

<基本施策> I 協働によるまちづくりの推進／①協働の仕組みづくりと意識を高揚する

- 教育は、様々な視点からの対応が求められる総合的な営みであることを意識することが必要です。一つひとつの事務事業は単独ではなく、相互に関連かつ連動していて、その根本は同じ課題を持っている場合が少なくないので、施策間の相互の関連性と連動性を意識し、「何のために」という根本の考え方を共有することによって協働意識も高まり、具体的な成果が出るのが期待できます。したがって、教育委員会事務局間の横断的な連携をとるとともに、教育委員会と教育委員会事務局が一体となって教育行政運営に取り組む必要があります。また、複雑化かつ多様化している教育課題に対応できるような職員を育成することも求められています。
- 教育委員会の活動状況は、市民からは見えづらいと感じられます。本市教育委員会では、定例会と臨時会は、原則公開で開催しており、その議事録を平成25年度からホームページに掲載しています。さらに、本市の広報媒体を通して、市民へ教育行政に関する情報を提供しています。今後も、市民の信頼と期待に応える教育の実現のためにも、市民へ教育行政に関する情報を広く提供し、市民の声を吸い上げるという「開かれた教育行政」を推進することが必要です。
- 厳しい財政状況の中、**市行政改革集中改革プラン**(※)に基づき、教育委員会所管の特定目的基金を有効活用することが求められています。

<教育委員会所管の特定目的基金残高(平成26年度末)>

基金名	金額
青少年国際交流育英基金	20,936,813円
教育文化基金	43,263,558円
教育基金	497,728円
学校林基金	942,623円
計	65,640,722円

(豊後大野市教育委員会調べ)

.....  
 (☞1)『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』については、P19「<参考資料①>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号/平成27年4月1日施行)の概要」を参照して下さい。

(☞2)『教育委員会事務局』については、P20「<参考資料②>豊後大野市教育委員会 行政組織図(平成27年4月1日現在)」を参照して下さい。

(※)市行政改革集中改革プラン…本市の行政改革の具体的な取り組みをわかりやすく明示した計画をいいます。  
 .....

**今後の基本方針**

【1】さらなる教育委員会の活性化を図るとともに、その機能を充実します。また、市長との連携を強化します

①さらなる教育委員会の活性化とその機能の充実

ア 教育委員会が、直面している教育課題に迅速かつ的確に対応している教育施策の決定ができるようにします。重要案件の審議の過程では、形式にとらわれず自由な議論ができる全員協議会を行います。

イ 各種会議や研修へ積極的に参加して、教育委員としての研鑽に努めます。

各種会議や研修への参加回数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	8回	9回	8回	9回	10回

(豊後大野市教育委員会調べ)

ウ 学校行事や関係行事へ積極的に出席して、家庭や地域との交流を図るとともに、連携を深めます。また、現場の実情把握や教育に関する情報収集のため、学校・幼稚園をはじめとする教育委員会所管施設への視察を行います。

教育委員会所管施設への視察実施箇所数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	24箇所	23箇所	24箇所	27箇所	26箇所

(豊後大野市教育委員会調べ)

エ 家庭や地域との教育懇談会への参加など公聴活動に努めます。当面は、学力向上会議をその場と位置付けて取り組みます。

学力向上会議への参加回数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	—	—	2回	2回

(豊後大野市教育委員会調べ)

②教育施策の点検及び評価

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条**(第1)により、教育委員会の権限に属する事務事業の管理及び執行の状況について、毎年度点検及び評価を行い、今後の教育施策の向上と改善に活用します。また、この結果を議会に報告するとともに、市民へ公表します。

③市長との連携の強化

これまで以上に市長との連携を強化して教育施策に取り組みます。特に、その中心的役割を担う**総合教育会議**(第2)の充実を図ります。

【2】教育委員会事務局間の横断的な連携をとるとともに、教育委員と教育委員会事務局が一体となって教育行政運営に取り組みます

①教育委員会事務局間の横断的な連携及び教育委員と教育委員会事務局の一体化

教育委員会事務局間の横断的な連携をとるとともに、教育委員と教育委員会事務局が一体となって教育行政運営に取り組んでいき、多様な市民の教育ニーズや様々な教育課題に迅速かつ的確に対応します。多くの課題を抱える教育であるからこそ、施策ごとに短期、中期、長期的な展望に立って取り組みます。

②職員の研修の推進

複雑化かつ多様化している教育課題に対して、教育委員が迅速かつ的確に判断して対応ができるようにサポートするため、職員の研修を推進します。

<基本施策> I 協働によるまちづくりの推進/①協働の仕組みづくりと意識を高揚する

**【3】開かれた教育行政を推進し、市民への説明責任を果たします**

本市の広報媒体を通して、市民へ教育行政に関する情報を広く提供し、教育委員会の活動状況を市民へ広めます。

**【4】教育委員会所管の特定目的基金を有効活用します**

基金の設置目的に合致する事業には、基金からの繰入を行い、その財源確保に努めます。

.....  
 (☞1)『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条』については、P4 「はじめに」-「5 計画の実施状況の点検・評価と見直し」の用語説明(※1)を参照して下さい。

(☞2)『総合教育会議』については、P19 「<参考資料①> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号/平成27年4月1日施行)の概要」を参照して下さい。  
 .....

**目標指標**

□さらなる教育委員会の活性化を図るとともに、その機能を充実します。また、市長との連携を強化します

☞さらなる教育委員会の活性化とその機能の充実

<目標指標>	現状値 (平成26年度)	■目標値■	
		平成30年度	平成32年度
教育委員会全員協議会の開催回数	1回	2回	2回
各種会議や研修への参加回数	10回	10回	10回
教育委員会所管施設への視察実施箇所数	26箇所	33箇所	35箇所
学力向上会議への参加回数	2回	3回	3回

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

☞市長との連携の強化

<目標指標>	現状値 (平成27年度)	■目標値■	
		平成30年度	平成32年度
総合教育会議の開催回数	1回	2回	3回

(備考)平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律で設置が義務付けられたものであるため、現状値は、平成27年8月1日現在で記載しています。

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

<参考資料①>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
(平成26年法律第76号/平成27年4月1日施行)の概要

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うことを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日に施行されました。その概要は次のとおりですが、本市の場合は、その附則第2条の経過措置により委員長と教育長は併存するなど一部はこれまでの制度が継続することになっています。

1 教育行政の責任の明確化

- ・委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置きます(第13条関係)。
- ・教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命または罷免を行います(第4条、第7条関係)。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します(第13条関係)。
- ・教育長の任期は、3年とします(委員は4年)(第5条関係)。
- ・教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができます。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告します(第14条、第25条関係)。

2 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設けます。会議は、首長が招集し、首長・教育委員会により構成されます(第1条の4関係)。
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、**教育基本法第17条**(☞)に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定します(第1条の3関係)。

.....  
(☞)『教育基本法第17条』については、P3 「はじめに」-「2 計画の法的根拠と位置付け」の用語説明(※1)を参照して下さい。  
.....

- ・会議では、教育の振興に関する施策の大綱の策定、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行います。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければなりません(第1条の4関係)。

3 国の地方公共団体に対する関与の見直し

いじめによる自殺の防止など児童生徒の生命や身体への被害の拡大または発生を防止するために緊急の必要がある場合には、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条(是正の指示)を見直します(第50条関係)。

4 その他

- ・総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければなりません(第1条の4第7項、第14条第9項関係)。
- ・施行日現在、継続して在職している教育長は、教育委員としての任期が満了するまでは、従前の例により在職し、従前の制度(委員長と教育長の併存など)が継続します(附則第2条関係)。

※政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとします。

<基本施策> I 協働によるまちづくりの推進 / ①協働の仕組みづくりと意識を高揚する

<参考資料②> 豊後大野市教育委員会 行政組織図 (平成27年4月1日現在)

